

奨学金給付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、伊勢志摩地域の未来を担う意欲ある若者の修学及び成長を支援するため、一般財団法人 IX ファウンデーション（以下「当法人」という。）が実施する奨学金事業に関し、奨学金の給付、継続、辞退、停止、打ち切り及び返還に関する事項を定め、適正かつ公平な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「奨学生」とは、当法人の奨学金に採用された者をいう。
- (2) 「奨学金」とは、奨学生に対して給付する学資金をいう。
- (3) 「選定委員会」とは、奨学生候補者の選定を行うために当法人が設置する委員会をいう。

第2章 奨学金の種類及び給付内容

(奨学金の種類)

第3条 奨学金は、返還を要しない給付型とする。

(給付額及び給付方法)

第4条 給付額は、年額 60 万円とする。

- 2 原則として毎年3月及び9月に各30万円を奨学生本人名義の口座へ振込により支給する。
- 3 応募年度に採用された場合は、当該年度の3月に初回支給（30万円）を行う。
- 4 最終年度においては、翌3月の支給は行わない。
- 5 支給回数は、最長3年間で計6回、総額180万円を限度とする。

(給付期間)

第5条 給付期間は、最長3年間とする。

- 2 高校在学中に採用された奨学生は、大学進学後に継続して給付を受けることはできない。ただし、大学入学後に改めて応募し採用された場合は、高校在学中の給付期間を含め通算3年間の上限として給付を受けることができる。
- 3 給付継続に当たっては、学業成績、生活状況報告書の内容、届出事項その他必要な事項を総合的に勘案し、理事会が毎年度その適否を決定する。

第3章 申請、審査及び決定

(申請)

第6条 申請者は、当法人が定める募集要項に従い、必要書類を提出しなければならない。

2 提出書類は、募集要項に定める方法により提出するものとする。

(審査)

第7条 奨学生候補者の選定は、選定委員会が行う。

2 選定委員会は、書類審査及び面接審査を行い、奨学生候補者を選定する。

(決定)

第8条 奨学生の最終決定は、選定委員会の審査結果を受け、理事会の決議をもって行う。

第4章 奨学生の義務

(成績通知表等の提出)

第9条 奨学生は、前年度の成績を確認できる成績通知表等を毎年4月（卒業年のみ3月）に提出しなければならない。

(届出義務)

第10条 休学、退学、転学、留学、住所変更その他奨学金の給付に影響する事項が生じた場合は、速やかに当法人に届け出なければならない。

(行事への参加)

第11条 奨学生は、学業その他の特別な事情がある場合を除き、当法人が奨学金事業の目的に沿って開催し、又は参加を求める交流会その他の行事に、原則として参加するものとする。

(奨学金の管理)

第12条 奨学金は、奨学生本人が管理し、学業及び生活に必要な用途に使用するものとする。

(生活状況報告書の提出)

第13条 奨学生は、当法人が定める生活状況報告書を、毎年度2回、当法人の指定する期日までに提出しなければならない。

第5章 給付の辞退、停止、打切り及び返還

(給付の辞退)

第14条 奨学生は、自己の都合により奨学金の給付を辞退しようとするときは、当法人が定める様式により届け出なければならない。

(給付の停止)

第15条 理事会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、奨学金の給付を停止することができる。

- (1) 学業成績が著しく不良であると認められるとき。
- (2) 成績通知表等又は生活状況報告書の提出義務を怠ったとき。
- (3) 奨学生として不適切な行為があったとき。
- (4) 理事会が給付継続を適当でないと認めたとき。

(給付の打ち切り)

第16条 理事会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 長期休学等により学業継続が困難と認められるとき。
- (3) 重大な非行その他奨学生として不適切と認められるとき。

(返還)

第17条 理事会は、虚偽申請、不正行為その他不適切な行為があったと認める場合は、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第6章 雑 則

(個人情報の取扱い)

第18条 この規程に基づき取得した個人情報は、当法人の個人情報保護規程に従い、適切に管理するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めのない事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2026年7月22日から施行する。(2026年7月22日理事会決議)
- 2 この規程の一部改正は、2026年8月10日から施行する。(2026年8月10日理事会決議)